

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基礎賦課額の所得割 <u>100分の6.68</u></p> <p>(2) 基礎賦課額の被保険者均等割 <u>32,500円</u></p> <p>(3)及び(4) ……略……</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割 <u>100分の1.70</u></p> <p>(6) ……略……</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基礎賦課額の所得割 <u>100分の6.58</u></p> <p>(2) 基礎賦課額の被保険者均等割 <u>32,100円</u></p> <p>(3)及び(4) ……略……</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割 <u>100分の1.69</u></p> <p>(6) ……略……</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係</p>

る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額及び第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割額から当該各号に定める額を減額して得た額に、それぞれ第13条、第17条又は第21条の規定により算定した所得割額（以下「算定後の所得割額」という。）を加えて得た額（以下「減額後の保険料額」という。）とし、減額後の保険料額が第24条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

- (1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号

る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額及び第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割額から当該各号に定める額を減額して得た額に、それぞれ第13条、第17条又は第21条の規定により算定した所得割額（以下「算定後の所得割額」という。）を加えて得た額（以下「減額後の保険料額」という。）とし、減額後の保険料額が第24条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

- (1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号

及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、22,750

円

イ及びウ ……略……

(2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者1人について305,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、16,250

円

及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、22,470

円

イ及びウ ……略……

(2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者1人について295,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、16,050

円

イ及びウ ……略……

(3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について560,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,500円

イ及びウ ……略……

2 ……略……

（出産被保険者の保険料の減額）

第23条の3 当該年度において、その世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に定める出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が640,000円を超える場合には、640,000円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1)及び(2) ……略……

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「230,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に

イ及びウ ……略……

(3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について545,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,420円

イ及びウ ……略……

2 ……略……

（出産被保険者の保険料の減額）

第23条の3 当該年度において、その世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に定める出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1)及び(2) ……略……

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「630,000円」とあるのは「210,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に

限る。)をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が640,000円を超える場合には、640,000円）とする。

(1)及び(2) ……略……

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「230,000円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

7 ……略……

(賦課限度額)

第24条 第12条の2第1項に規定する基礎賦課額にあつては640,000円を、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあつて

限る。)をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）とする。

(1)及び(2) ……略……

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「630,000円」とあるのは「210,000円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

7 ……略……

(賦課限度額)

第24条 第12条の2第1項に規定する基礎賦課額にあつては630,000円を、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあつて

は230,000円を、第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額にあつては160,000円を超えることができない。

は210,000円を、第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額にあつては160,000円を超えることができない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第22条、第23条、第23条の3及び第24条の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

